



東京高裁総第 2729号

令和4年8月1日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

2月8日付け（同月10日受付、東京高裁総第514号）で申出があり、6月24日に補正がされました司法行政文書の開示について、下記の情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

破棄判決回覧文書の抜粋（片面で2枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）

令和2年(ネ)第2111号	
当審での構成(第1民事部)	
言渡	令和3年3月29日
裁判長裁判官	深見敏正
裁判官	(弁論終結時) 原道子 (署名・押印) 菊池絵理
裁判官	齊藤充洋

言渡	令和4年2月3日
交付	令和4年2月3日
裁判所書記官	

令和3年(オ)第1217号, 第1218号, 第1219号

判決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所令和2年(ネ)第2111号未払賃金等, 未払賃金請求事件について, 同裁判所が令和3年3月29日に言い渡した判決に対し, 各上告人から上告があり, 附帯上告人から附帯上告があった。よって, 当裁判所は, 次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

職権をもって調査すると, 記録によれば, 原判決には, その基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が判決をした裁判官として署名押印していることが明らかである。そうすると, 原判決は, 民訴法249条1項に違反し, 判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官によってされたものであり, 同法312条2項1号に規定する事由が存在する。したがって, 上告理由について判断をするまでもなく, 原判決を破棄し, 本件を原審に差し戻すのが相当である。

なお, 上告裁判所は, 上記のような理由により原判決を破棄する場合には, 必ずしも口頭弁論を経ることを要しない(最高裁平成18年(オ)第1598号同19年1月16日第三小法廷判決・裁判集民事223号1頁)。

よって, 裁判官全員一致の意見で, 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

深山卓也

裁判官

山口厚

介晶徹

亮正

浪安岡堺

裁判官
裁判官
裁判官